

祇園祭と日吉祭

―室町時代の延暦寺による京都支配―

下坂 守

20220810

はじめに

祇園祭（祇園御霊会、祇園会）

大宮	神輿	六角形	烏鳥（鳳凰）
八王子	神輿	四角形	葱華（宝珠）
少将井	神輿	八角形	烏鳥（鳳凰）
			のち八角形
			のち四角形

・神幸（神輿迎え） 六月七日（現在は七月十七日）

大宮・八王子

大政所御旅所（左方御旅所）へ

少将井

少将井御旅所（右方御旅所）へ

・還幸（祇園会）

六月十四日（現在は七月二十四日）

・御旅所の位置

（天正以前）

大政所御旅所―高辻東洞院

少将井御旅所―冷泉東洞院

（天正以後）

四条寺町 北御旅所（宮守 津田・藤井家。宮仕 大和家）

南御旅所（宮守 因幡堂薬王院）

「山鉦」

疫病をひきおこす疫神、あるいはを遷却（なぐさめて送りだす）するために造られたものとされている。

「風流拍子物」

・「神霊の送迎、なかでも疫神など災いの遷却を願う、囃しという行為から出た群集の躍り」

・「芸能としての特質は、鞆鼓などの打ち物系の楽器を踊り子が自ら打ち踊り、そして移動するところにあつて、風流をその特色」とする

・「風流拍子物は、鉦・笠鉦・作り山や仮装の者が主体であり、それらは拍子に囃されて移動するのを特質とした。囃される作り物は神霊の依り付く座であり、神霊の動座を具現するのである。したがって、その作り物はその度ごとに新作され、終われば破却された」（河内将芳『祇園祭と戦国京都』（角川書店）より）

祇園会は「町衆」の祭りか

・永正元年（一五〇四）頃

室町幕府の開闢松田頼亮の言葉

「万一神幸無御座候共、山鉦「可渡之分候」

・天文二年（一五三三）六月

「下京ノ六十六町ノクワチキヤチ共」の言葉

「神事無之共、山ホコ渡シ」

一、師走の祇園祭礼 ―「山訴」による祭礼の延引―

1 「師郷記」他 宝徳元年(文安六年、一四四九)の祇園会

(五月五日) 坂本の小五月会延引す。山訴によるなり〔師郷記〕。

(六月七日) 祇園祭礼なし。山訴によるなり。風流これなし。驚くべきなり〔綱光公記〕

(八日) 祇園祭延引なり。延暦寺の訴訟いまだ落居せず。よって山門よりこの祭を抑留す。先日ころ、神人等を遣わし、祇園神輿の装束を奪い取り、山門に帰り上ると云々〔康富記〕

(十月一日) 延暦寺六月会、山訴によって今に延引す。今日よりこれを行わる。この日、祇園神輿三基、透廊に出し給う。来たる七日、御輿迎えあるべし。

十四日、祭礼あるべきの故なりと云々。去る六月の祭礼、日吉神輿動座・山門閉籠事等のことによって、本寺として支え申すの間、延引せしめおわんぬ。山訴においては、近日落居すと云々〔康富記〕

(七日) 今日、祇園祭礼、無為と云々。珍重く、これ山訴、今に延引によるなり。風流等例の如し〔綱光公記〕

(十二日) この日、北野御輿迎えなり。去る八月の祭礼、日吉の神訴延引によるなり。山門の訴訟落居の間、今日これを行わると云々〔康富記〕

2 「師郷記」他 享徳元年(一四五二)の祇園会

(四月二十一日) 今日日吉祭、去年より神輿、中堂に御坐し、山訴落居かの間、行わるべきの由、これを仰せらる。よって六位外記・史・諸司等、昼以後参向之處、不被行と云々〔師郷記〕

(五月五日) 小五月会延引〔芥藤基恒日記〕

(六月七日) 山訴によって祇園会なし。よって京極御成なし。近来、山訴閉籠衆狼籍少なからずと云々〔蔭涼軒日録〕

(十四日) 祇園御霊会延引。山訴休まざるの間、御輿具足、山門よりこれを取り奉るの故と云々〔師郷記〕

(十二月二十六日) 祭礼、御輿迎え。(中略) 去年より山門の閉籠、今に御裁許延引すと云々。

(中略) 当年十二月十八日節分也、節分以後祭礼の初例なり〔北野社家日記〕

(二十八日) 今日、祇園御輿迎え也、鉾山・風流少々これありと云々〔師郷記〕

寛正四年癸未当社御祭礼之事、山訴により延引候て、時日なきにより、大晦日に取り行われ候。しかる間、座中社徳無足仕り候〔祇園社記〕「祇園社宮仕等申状案」

二、祇園祭の歴史 ―平安時代から戦国時代まで―

祇園祭

貞観十一年（八六九）、国内各地で発生した天変地異や疫病の流行を受け、全国の平安を祈るため、六月七日に六十六本の矛を立て、十四日に神泉苑へ神輿が送られた。

I 在地が主催する祭礼（神輿渡御^{しぎよ}）の始まり

天延二年（九七四）、秦助正が神託により、祇園社の神を毎年、その「居宅」（大政所）に迎える。

（勅板）

円融院御宇天延二年五月下旬比、以先祖助正居宅高辻東洞院為御旅所可有神幸之由有御

感神院政所 神託之上、後園有塚塚糸引延及当社神政、所司等恠之尋到通助正之宅畢、助正感夢去七ヶ日可

有鎮坐之由所司等経 奏聞之處、以助正為神主、以居宅可御旅所之由、致 宣旨

① 秦助正が神から受けた託宣の内容を記さず。

② 祇園社の縁起には秦助正は一切見えず。

延長四年（九二六）六月二十六日条 供養祇園天神堂、修行僧建立

承平五年（九三五）六月十三日太政官符 天神、婆利女、八王子

長保元年（九九九）六月十四日条 今日祇園天神会也

秦助正が「天神」を「牛頭天王」におきかえるか。

在地の祭としての祇園会 少将井の成立過程

II 王朝国家による祇園会の保護と統制（南北朝時代以前）

保延から保元（一一三五～五九）以降、馬上役制度の成立。神主が馬上役を差定する。大政所の神主（秦氏）と少将井の神主が祇園会を主催する

III 室町幕府（世俗権力）による「山鉾巡行」の開始と延暦寺（宗教権力）の「神輿渡御」の統制 神主家の没落（南北朝時代末～）

応安二年（一三六九）～康暦二年（一三八〇） 両勢力の対立

永徳元年（一三八一）～応仁元年（一四六七） 両勢力の協力と対立

- ・ 山鉾巡行の費用 室町幕府が京都の町々（在地）に賦課 ← 「在地神役制」
- ・ 神輿渡御の費用 延暦寺が京都の日吉神人に賦課（馬上役） ← 「馬上一衆制」

応仁元年（一五六七）に始まる応仁の乱によっても破綻

IV 明応九年（一五〇〇）、室町幕府による祇園会の再興

- ・ 山鉾巡行の費用 「在地神役制」の復興
- ・ 神輿渡御の費用 「馬上一衆制」の廃絶

① 「在地神役制」からの転用

② 祇園社の「敷地」への課役

③ 「失墜料」

V 元龜二年（一五七一）九月、延暦寺の滅亡 ← 江戸幕府による祇園会へ

三、室町幕府と延暦寺の祇園会

―延暦寺の「山訴」と大樹の「棧敷」―

3〔応仁略記〕

祇園・北野の両神は本社山王権現の御代官とて、王城守護の二神、なんことなき次第ともなり。年中の行役陰陽和合心識の神、もとは此両神に帰してこそ嘉運をまし、宝算を保つなれ。ことに祇園の内陣には日々の再拜、年中陰陽の神供退転なきの條、開關より此かたの先規たり。

4〔後愚昧記〕 応安七年（一三七四）六月

七日、今日祇園御輿迎えなり。しかれども神輿造替以前の間、その儀なし。（中略）今日下辺りの銚等、先々の如くこれを渡す。將軍、棧敷を構う。治部少輔高秀沙汰すと云々。見物すと云々

十四日、祇園会の銚等、下辺りの経営、先々に違わず云々。なかんずく大樹、棧敷を三條烏丸に構う。山名沙汰すと云々。見物すと云々

5〔神木御動座度々大乱類聚〕 応安七年

六月七日、山訴により祇園会これなし

6〔後愚昧記〕 永和二年（一三七六）六月

七日、今日祇園御輿迎えなり。しかれども神輿造替いまだ道行かざるの間、神輿出で給わず。

仍如此、下辺りの銚ならびに造物山、先々のごとくこれを渡す。大樹、棧敷を四條東洞院に構うと云々。見物すと云々

十四日、祇園会、神輿出御なし。銚等常の如し。大樹また三條東洞院において見物す。

7〔後愚昧記〕 永和四年（一三七八）六月

六月七日、（中略）今日祇園御輿迎えなり。しかれども山門神輿造替いまだ事終わらざるの間、彼の社・祇園神輿同じく出来せず。よってこの間、年々御輿迎えなし。今年又同前なり。しかれども銚においては結構なり。大樹、棧敷四條東洞院を構えこれを見物す。件の棧敷、賀州守護富樫介、経営す。大樹これを命ずと云々。大和猿樂の児童、去る比より大樹これを寵愛し、同席伝器す。かくの如き散樂者は乞食の所行なり。しかるに賞翫近仕の条、世以て傾寄寄の由、財産を出し物をこの児に与うる人、大樹の所存に叶う。よって大名等競いてこれを賞賜し、費、宮方に及ぶと云々。比興ひきようの事なり。

8〔迎陽記〕 康暦二年（一三八〇）六月

（七日）祇園会なり。神輿造替せざるの間、神幸なしといえども、洛中風流、例の如し。殊に今年は結構と云々。大樹の御棧敷、管領左衛門佐これを構う。十間と云々。

（十四日）今日祇園会なり。大樹の御棧敷、土岐大膳大夫入道善忠これを用意す。

十間五間女中、三間御座、二間近習輩、又二間近習并善忠若党等也、准后御出あるべきの由、内々これを申さる。

9〔吉田家日次記〕 応永九年（一四〇二）六月

六月七日、己未、晴、祇園御輿迎えなり。風流なし。北山殿御見物なきの故か。

十四日、丙寅、晴（中略）今日祇園会例の如し。又梓ほこなしと云々。

四、応仁の乱による中絶

10〔祇園本縁雑実記〕応仁元年（一四六七）九月 祇園社の焼亡
百四代後土御門院応仁元年六月八日、京大焼け。祭礼、沙汰に及ばず。同九月十八日、当社炎上す。この時、本殿・拝殿・門々・末社迄悉く炎上シケル。神躰ヲ林中ニ遷シ奉テ、後ニ仮屋ヲ作テ遷シ奉ル。

11〔壬生家文書〕八 明応元年（一四九二）六月三十日付「慶秀書状」 疫病流行
さても世上病の事流布の儀、真実々々耳目を驚かし候。今に休まざるの段勿論、祈謝の事、殊なる御沙汰なく候か。

12〔暦仁以来年代記〕明応元年八月
正月より八月に至り、疫病行わる。人多く死す。

13〔晴富宿禰記〕明応元年（一四九二）六月十四日
祇園会。今日参詣す。男女、上の辺りに群集す。二条室町以南、四条祇園に至り、寸地を闕かさず「 来、かくの如きの群集見及ばず。」

14〔東寺過去帳〕（東大写本）
諸国在々所々疫病・死亡の輩、数千人。明応九春ころ病死の輩也。

15〔後慈眼院殿御記〕明応九年（一五〇〇）四月一日
はたまた世間に疫病充滿す。以ての外也。

16〔後慈眼院殿御記〕明応九年（一五〇〇）六月
廿七日、晴。ある人云わく。中京の辺りに猿五六疋出来、又説五六
十疋云々家々に至り以ての外、狼籍す。これ去年七月神興炎上によつて日吉祭礼のなし。しかれども祇苑御霊あり。よつて日吉之御忿怒の故、この災いありと云々。
廿八日、晴。かの猿、昨日より一条辺りへ行くと云々。以ての外の徴なり。

17〔祇園社記〕十六 明応九年（一五〇〇）五月十八日
祇園会の事、近年退転たいてんの条、かつは神慮測はかりがたきか。はなはだ然るべからず。所詮、御祈祷専一たるべく候間、当年においては、まず榊さかきを以て執行すべきの旨、奉書しょうをなされ訖おわんぬ。その段を存知せしめ、時日移さず、氏子ならびに諸役者に相触れ、神事無為の節を遂げらるべきの由、仰せ出され候也。仍て執達件の如し。

明応九

（飯尾）

五月十八日

清房判

元行判

当社執行御房

むすび ー明応九年の祇園会の再興と慶応元年の祇園臨時祭の再興ー

18 「後慈眼院殿御記」(九条尚経の日記) 明応九年(一五〇〇) 六月七日条

近年中絶せしむ祇園御霊会再興すと云々。三十六年これなし。しかれども当年またこれあり。

諸家、**棧敷**を構う。万人市をなすと云々。おのおの見物の輩いわく、前年の風流の十分の一に及ばずと云々。

19 「実隆公記」 天文元年(一五三二) 十二月

(十二月七日) 微雪、晴、今日祇園御霊会、六月の如しと云々。

(十四日) 晴、祇園会、神幸の時分、雪降る云々。

20 「祇園執行日記」 天文二年(一五三三) 六月

「神事無之共、山ホコ渡シ」「下京ノ六十六町ノクワチキヤチ共」の言葉

21 「日本紀略」 天延三年(九七五) 六月

十五日、丙辰、公家今年より**走馬并びに勅楽・東遊・御幣等**を感神院に奉らるを始めらる。これすなわち去年秋の疱瘡御悩によりこの御願あり、今賽せらる也

22 「永昌記」 天治元年(一一二四) 六月十五日

六月十五日、庚申、今日公家御奉幣、侍従中納言杖座においてこれを行々と云々。去

年御宿願の内と云々。使右少将公隆、近衛官人十人奉仕す。舞人・陪従四人装束 蔵司、宣

命に云わく、思し召す所あり、永代を限り今日より礼代として**幣帛・走馬・東遊・神楽等**を調備し給うといへり。天延三年・貞観年中にこの例ありと云々

23 「宝寿院日記」 慶応元年(一八六五) 六月十八日

一 今般臨時祭につき、**轅町年寄・五人組**へ**神人役**仰せ付けられ、今日十町の年寄罷り出、御逢いにて御社より浄衣・風折烏帽子一具ツ、下され御渡しに相成る

一同 **宿禰講中・六町年寄**、**メ十五人仕丁役**に仰せ付けられ、黄衣・網立烏帽子一具ツ、御渡しなされ候

一同 **祇園町々役、同助役之者**、**メ十式人神事触役**、境内御案内につき素袍・烏帽子下され候事

右、それぞれ御逢い候て仰せ渡される。

元龜二年(一五七一) 九月、織田信長による延暦寺の焼き討ち 延暦寺の滅亡

江戸時代の祇園会

・「山鉾巡行」 山鉾町

費用ー山町・鉾町と寄町

・「神輿渡御」 今宮神人と轅町

費用ー今宮神人と轅町

京都町奉行所所属の四座雑色が両者を統括する。

明治以降の祇園会

・寄町制度の廃絶

← 京都の町中が費用を負担する体制

・「祇園会」の廃止

← 「氏子祭」(私祭)として執行